自動登録同時SNP検査の実施取扱細則

制定 平 28. 4. 1 改正 令 2. 7. 1

(趣 旨)

- 1 本会は、自動登録実施農家における登録同時SNP検査を円滑に実施するため、「SNP検査 に関する取扱要項」のほか、この細則を定める。
- 2 自動登録同時SNP検査を実施する者は、この細則に定められた事項を順守し、検査試料の採取と送付を正確かつ迅速に遂行しなければならない。

(申 込)

- 3 自動登録同時SNP検査を希望する者は、別に定める「自動登録同時SNP検査申込書」を本 会に提出する。申込みにあたって、次の条件を満たしているものとする。
- (1) 既に自動登録を実施し、かつ乳用牛群検定推進事業に加入しているもの。
- (2) SNP検査の結果を利用して得られたゲノミック評価結果及びそれに付随する情報の開示について予め同意するもの。

(対象)

4 自動登録同時SNP検査の対象牛は、自動登録によって生後1年以内に血統登録されたすべてのホルスタイン種雌牛とする。なお、本会が特に必要と認めた場合は、血統登録前にSNP検査を実施できるものとする。

(検査の種類)

5 自動登録同時SNP検査の種類は、「SNP検査に関する取扱要項」に定めるものとする。

(料 金)

- 6 自動登録された牛が同時SNP検査を実施したときは、血統登録料金を優遇する。
- 7 血統登録料金とSNP検査料金はそれぞれ個別に請求する。ただし、血統登録証明日から3か 月以内にSNP検査が終了していない場合は、血統登録証明書の交付料金を優遇対象から除外す ることがある。

(遺伝情報の提供等)

- 8 SNP検査によって得られたゲノミック評価結果は、「SNP検査に関する取扱要項」により、 申込者に報告する。
- 9 自動登録同時SNP検査を受けた者は、別に定める「血統能力証明書交付要項」により、血統 能力証明書の一括交付を申込むことができる。

(事故照会)

10 親子等の血統に疑義が生じたときや試料の採取誤り・不備等があったときは、「SNP検査に 関する取扱要項」に準じて事故照会や調査を行う。

(自動登録同時SNP検査の中止など)

- 11 廃業などの理由により、自動登録同時SNP検査を中止する場合は、「自動登録同時SNP検査中止」届を提出しなければならない。この場合、報告のあった中止月の月末までに出生した子牛は、自動登録同時SNP検査の対象とする。
- 12 故意による検査試料の採取・送付の遅滞や検査対象牛の取り違え等、本実施取扱細則に反する 行為が認められる場合は、支部・承認団体(登録取扱団体)と協議したうえで自動登録同時SNP 検査の取扱いを中止する。
- 13 そのほか自動登録同時SNP検査に関する事項は、会長が決定する。

(実施期日)

14 この細則は令和2年7月1日から実施する。